

山形県教員指標 養護教諭用A【養護教諭の専門性に関する資質・能力】 ※○印は、その段階における重点項目

別紙 「指標」(たたき台) 養護教諭用A

領域	能力	項目	着任時の姿	始発期		成長期 (6~10年)	伸張期 (11~20年)	充実期 (21~30年)	組織運営期 (31~退職)
				前期 (初任~2年)	後期 (3~5年)				
養護に関する力	保健管理力	1 養護教諭の職務と役割を理解している。	○1						
		2 健康に関する個人情報の管理を適切に行うことができる。		○					
		3 健康観察や健康診断(保健調査を含む)等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に評価し、課題の把握、課題解決を図るための取組を積極的にできる。			○				
		4 日常の応急処置を的確に実施するとともに、学校における事件事故・災害等に備えた予防的措置や健康に関する危機管理について、組織的な対応の指導的な役割を果たすことができる。			○				
		5 必要に応じて地域の医療機関等と連携して、応急処置、健康相談、保健指導を行うことができる。			○				
		6 学校薬剤師と連携し、教職員による学校環境衛生の日常的な点検への協力と助言ができる。学校薬剤師の定期検査について理解を深め、学校薬剤師と協力関係を構築できる。			○				
		7 児童生徒の心身の健康管理を行うにあたり、学校内外においてコーディネーターの役割を果たすことができる。					○		
		8 疾病予防に対して関係機関との協働ができる。						○	
		9 事故予防に学校全体が主体的に取り組む体制をつくることができる。							○
	保健教育力	10 学習指導要領を理解し、保健指導、保健学習内容をイメージできる。	○2						
		11 保健情報の収集に努めるとともに、保健だよりなどの啓発活動を通じて、学校保健活動に理解や協力が得られるよう、家庭や地域に情報発信できる。		○					
		12 次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせるとともに、生命尊重を基盤とした性といのちの教育を行うことができる。			○				
		13 特別活動(学級、ホームルーム)活動、児童生徒会活動及び学校行事、総合的な学習の時間及び道徳等における保健に関する指導計画の策定に参画できる。			○				
		14 学級活動、保健体育科、総合的な学習及び道徳等における保健教育の実施や資料提供など、学級担任・保健体育科教諭等と連携することができる。			○				
		15 児童生徒の健康課題を考慮した教育を展開する学校体制づくりができる。							○
		16 保健指導、保健学習において、PDCAサイクルを展開できる。							○
	健康相談力	17 児童生徒に対する深い教育愛を持っている。	○3						
		18 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。			○				
		19 学校内(学校医等を含む)の関係者及び地域の関係機関等と連携を図った、健康相談を組織的に推進できる。			○				
		20 学校内における事例検討会を積極的に開催するなど、心身の健康課題の解決に向けて指導的役割を果たすことができる。				○			
		21 いじめや不登校の現状について常に情報を収集し、予防や解決に向けた適切な指導・支援ができる。						○	
		22 本人、家族もしくは保護者が主体的に取り組めるような支援をすることができる。							○
	保健室経営力	23 保健室の機能について理解し、保健室経営をイメージすることができる。	○4						
		24 保健室の環境整備ができる。		○					
		25 保健室経営計画を策定し、教職員、保護者への周知とともに、実施、評価、改善を行い、効果的に保健室経営ができる。			○				
		26 保健室が学校保健活動のセンター的機能を果たしている。			○				
		27 関係機関と連携して、学年全体の児童生徒理解の上に立った指導を行うことができる。							○
		28 教職員に対し、学校保健活動のリーダー的存在となることができる。							○
		29 保健室経営をPDCAサイクルで展開し、学校運営に反映させることができる。							○
保健組織活動力	30 人とのつながりを大切に、児童生徒や教職員とコミュニケーションを図ろうとする。	○5							
	31 学校保健委員会の会議の結果が、全児童生徒にフィードバックされるよう事後措置(同委員会だより、報告会及び学級活動での協議等による実践化)の活動を行うことができる。		○						
	32 学校保健委員会等の組織活動の企画・運営に参画し、学校医等、保護者及び関係者の参加や協力を得て、地域社会と連携して効果的に活動できる。			○					
	33 児童生徒保健委員会活動において、児童生徒が積極的に活動できるよう指導ができる。			○					
	34 教職員へ健康に関する校内研修を計画的に実施できるように働きかけるなど、教職員の相互の共通理解を図り、組織的に学校保健活動ができる。			○					
	35 職員の保健部の組織が機能しているとともに、指導的役割を果たすことができる。				○				
	36 児童生徒の指導について、教職員の組織を活用し、課題解決にあたることができる。						○		
	37 地域の健康づくりの拠点として機能できる。							○	
ICT活用力	38 情報モラルを正しく理解し、適切な情報通信の活用ができる。	○6							
	39 主な情報通信機器の利用の仕方を理解し、教育活動に活かすことができる。		○						
	40 ICTの積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。			○					
	41 ICTの活用、情報モラル教育を同僚とともに推進することができ、学校のICT環境の整備を進めることができる。						○		
	42 ネットモラル等に関する最新の技術や情報の収集をして、SNSなどの有益性とともに危険性を理解して、的確な指導や対策ができる。							○	
特別支援教育の理解	43 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○7							
	44 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを実践することができる。		○						
	45 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことができる。			○					
	46 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することができる。			○					
	47 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなげることができる。							○	
	48 共生社会の実現に向け、深い専門知識やコーディネート力をもとに、質の高い教育的支援を提供することができる。							○	